

人権研究交流集会報告

分科会タイトル ～税務調査では、納税者の権利は護られているのか？～

人権研究交流集会実行委員長 中西 毅

1. 何それ？ ～人権研究交流集会とは～

人権研究交流集会とは、青年法律家協会弁護士学者合同部会（以下「青法協」という。）が、2～3年に一度開催している様々な人権問題に関する研究交流会で、今回が13回目になります。全国青税で例えるなら秋季シンポジウムのようなものですね。ただ参加者は、青法協の会員に限定せず、会員でない弁護士、司法修習生、大学、各種団体等にも声をかけ、過去の例から行くと毎回延べ500人以上の人が参加しています。また、分科会と全体会が別の日に設定されており、今回は平成19年3月24日（土）に分科会、25日（日）に全体会が開催されました。

2. なんで全青税が？ ～参加の経緯～

全国三青会を通じ、青法協から納税者権利憲章をテーマとして分科会の一つを全国青税にやってもらえないかと声がかかったのがきっかけです（ちなみに第11回・第12回には、全国青年司法書士協議会が分科会を担当しています。）。それを受けて「納税者権利憲章の制定は青税の願いであり、それに向けての活動は今年度の事業計画の最重要課題である。だからそれを他団体及び一般市民に広げる良い機会であるためぜひやりたい」という城田会長の希望により9月に理事会の決議を経て参加が決まったのでした。

3. なんで私が？ ～実行委員長の就任～

9月の理事会後の懇親会で城田会長がニヤニヤしながら私のところに近寄ってきました。実行委員長を誰にしたらいいのかとの相談かと思っていたら、なんと就任依頼でした。元会長（一応2004年度の会長です。）にまだ働かせるのかとも思いましたが、人権研究交流集会が名古屋の弁護士を中心にして開

催されるため会議が名古屋で行われること、場所が名古屋国際会議場（私が実行委員長として2003年に秋季シンポジウムを開催した場所）で行われること、テーマが納税者権利憲章（2003年の秋季シンポジウムのテーマが納税者の権利であった）であること等を勘案すると貴方しかいないと口説かれ、渋々承諾したのでした。

4. たった4ヶ月でどうやって！ ～準備～

実行委員長の就任が理事会で承認されたのが10月、残り約半年、といっても個人の確定申告という繁忙期をはさんでいるため、残り約4か月でどれだけまとめられるのかという不安でいっぱいのスタートでした。日程や交通費等の問題があり、何度も委員全員に集まってもらうことができないため、代表者だけで方向性を固め、あとはブロックごとで別れ、それぞれ進めて行き、全体で集まるのは当日のほか、名古屋ミーティングでの打ち合わせ、確定申告明けのリハーサルの二回だけというスケジュールで行いました。

一方、当然のことながら私は青法協の実行委員会に出席していました。実行委員会は、最初のころは月1回のペースでしたが、間近（当然その時期は確定申告の真只中）になると回数も増え、その時期にやっと細かい内容が決まり、やれ備品リストを作ってほしいとか、原稿を書いてほしいとか、泣きそうな思いでした。

5. とうとう本番！ ～集会当日～

当日はあいにくの雨で全体的に参加者が少なかったのですが、我が納税者権利憲章分科会には56人（内32人は税理士）という参加者がおり、人数的には他の分科会と比較しても盛況な方でした。

発表の内容は次のとおりです。

第1部 税務調査の実態 40分 名古屋・岐阜青税担当

税務調査に関する基礎知識を確認するとともに、荒川民商事事件（最高裁昭和48年7月10日第三小法廷）を寸劇により再現し、この事件の判決の問題点について解説を行いました。この判決は、税務職員に税務調査における裁量を認めた先例となる判例であり、その後の同様の事件においてもこの判決が引用

されているため、分科会全体のプロローグとして、税務調査における問題点がどこにあるかを指摘しました。

第2部 そのとき、あなたならどうする…？—突然の税務調査に際して 30分

森山文昭弁護士（愛知大学法科大学院教授）をお招きし、弁護士の立場からの税務調査への対応についての講義をしていただきました。荒川民商事件に限らず、数々の判例等の解説により、その判例等を読みこなすことによって、逆にそれを有利に活用して税務調査に臨むといった、弁護士ならではの発想を紹介していただき、我々税理士にとっても大変興味深い内容でした。

第3部 納税者の権利に関する現行法上の規定 60分

阿部徳幸副会長（獨協大学講師）に講義をしていただいた。税務調査における手続規定が存在しない現状は、日本国憲法第30条、84条のいう「租税法律主義」の視点から、立法不作為として憲法違反の疑いがあること、OECD加盟国では、納税者権利憲章の制定は当然であること等の指摘をいただいた。また、わが国においても経済界を中心に、税務調査手続規定の整備及び納税者権利憲章の制定が求められているにもかかわらず、政府は一貫して現行の法体系において納税者の権利は守られているため、制定は必要ないと主張していること、そして、これに対するツールとして国税庁の「税務運営方針」があることを紹介されました。

第4部 諸外国の納税者権利憲章 50分 近畿青税担当

パネルディスカッション形式により、諸外国、特にOECD加盟国の納税者権利憲章の制定状況の紹介、それらの背景には、税負担と行政責任の増加により、納税者と行政との従前の対立関係から、信頼関係への転換があることの説明、特に隣国である韓国を例にあげ、日本との比較、また、韓国が納税者権利憲章を制定した背景における問題点の指摘等の発表を行いました。

第5部 納税者権利憲章制定に向けての活動とあるべき姿について。 50分 神奈川・埼玉・千葉・東京青税担当

座談会形式により、全国青年税理士連盟が昭和42年設立以来、常に納税者の権利擁護を基本理念として活動している旨の説明、特に1990年以降の活動内容（海外視察・意見書・リーフレット）について紹介、発表者の実務上の経験を例に出し

ながら、全国青年税理士連盟が目指す国税通則法改正案及び納税者権利憲章創設案について発表を行いました。

6. やっと終わった！ ～人権研究交流集会を終えて～

発表全体の講評は、私の口からは言いにくいので、末尾のアンケートの集計をご覧ください。ただ、よく約4か月という短期間にここまでまとめることができたなという満足感の残るものであった。さすが全青という感じです。城田会長の言われる「人権研究交流集会を通じ、弁護士・一般の皆さんへ我々の活動を広めたい」という目的をある程度果たせたのではないかと思っています。

個人的にも、会長を終え、あとは会長等推薦審議委員長を迎えるまで、のんびり青税を楽しもうと思っていたところにこの大役を任され、困惑していたのですが、終わってみると秋季シンポジウムの実行委員長や会長を終えた時と同じくらいの充実感を感じることができ、引き受けたことを今は後悔していません。ただし、これを本当に最後のご奉公としたいと思っていますが…。

参加者数

24日 分科会	タイトル	参加者数
平和分科会	米軍再編の動きと自衛隊の実像	40
納税者権利憲章分科会	税務調査では、納税者の人権は護られているのか？	56
生活保護分科会	21世紀の朝日訴訟 ～ナショナルミニマムを守る～	25
中国残留孤児問題分科会	全国15地裁の大型国賠訴訟がヤマ場に	66
トヨタ分科会	トヨタ躍進の秘密と歪み～トヨタ生産方式と労務管理の実態と本質に迫る～	70
刑事司法分科会	新しい刑事裁判制度を考える～犯罪被害者の刑事手続き参加～	20
人身売買分科会	人身取引（人身売買）をなくすために ～受け入れ大国日本の課題～	24
裁判必勝法分科会	すべての事件に役立つ、スペシャリスト、裁判官に聞く裁判必勝法とは	61
戦後補償分科会	今、急がれる戦後補償問題！～中国人強制連行・強制労働被害の解決のために～	22
合 計		384
25日 全体会	平和に生きる、地球に生きる ～国際化する人権に法律家はどう取り組むか～	200

アンケート集計結果

分科会全体参加人数	384 人
納税者権利憲章分科会参加人数	56 人
<職業別>	
税理士	32 人
弁護士	12 人
修習生	2 人
学生	3 人
その他	7 人
アンケート提出人数	19 人
<職業別>	
税理士	9 人
弁護士	4 人
その他	6 人

① 今日のイベントをどこでしましたか？

1) チラシ	1 人
2) Web	0 人
3) メール	0 人
4) 週刊金曜日	0 人
5) 知人の誘い	6 人
6) 新聞	0 人
7) その他	
・ 全国三青会	3 人
・ 全青	7 人
・ 弁護士	2 人
合計	19 人

② 分科会はどうでしたか？

1) よかった	17 人
2) 普通	0 人
3) つまらなかった	0 人
無回答	2 人
合計	19 人

<コメント>

- ・ どのパートも、しっかり準備された、練られた内容になっていた。税理士さんたちが、日頃よく勉強されていることが理解できた。又、現場に近い立場にあることもよく伝わった。わかり易くつたえるための工夫がされており、本当にすばらしかったです。
- ・ 税理士制度が、世界で限られた国しかないことを初めて知りました。税の分野での弁護士として、皆様のご活躍に期待します。
- ・ おおまかな内容はもともとわかっていたつもりでしたが、詳しくうかがうのは初めてのことで、勉強になりました。
- ・ 出演者なので評価することが難しい。出演することによって勉強ができました。

③ 一番印象に残ったことはなんでしたか？ (複数回答あり)

1) 講演	12 人
2) ビデオ・映像	0 人
3) パネルディスカッション	6 人
4) 劇	2 人
5) その他	0 人
無回答	2 人
合計	22 人

<コメント>

- ・ セリフの再現がリアルで、荒川民商事件の事案の概要がよくわかった。
- ・ 韓国の制度との比較はわかりやすかったと思います。
- ・ みな素晴らしかった。

④ 全体を通して何かありましたらご自由にお書き下さい。

- ・ 各パートの形式も違っていて、飽きさせない構成になっていたと思います。お忙しい時間にも拘わらず、ここまで準備をしていただき、本当にありがとうございました。
- ・ 会場がきれいだが、わかりにくい。
- ・ 初めて参加してとても勉強になりました。また、機会がありましたら聞きたいと思っています。
- ・ 最初に初歩的な知識の説明をしてくれたので、全体を理解しやすかった。
- ・ 討論の時間があるとなおよかったように思います。内容ももりだくさんで、大変勉強になりましたが。
- ・ 一つのテーマを多角的に検証していたので、説得力がありよかった。
- ・ 全国青年税理士の皆さんの今後の活動に大いに期待します。
- ・ 大変な準備ご苦労さまでした。
- ・ 早く権利憲章の制定を実現すべく運動を進める必要があると思います。
- ・ お疲れさまでした。